

(低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置)

第九十一条 別段の定めがあるものを除き、平成三十二年十月一日前に課した、又は課すべきであつた旧租税特別措置法第八十七条の二に規定する蒸留酒類及びリキュールに係る酒税については、なお従前の例による。

2 平成三十二年十月一日から平成三十八年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる新租税特別措置法第八十七条の二に規定する蒸留酒類及びリキュールに係る同条の規定の適用については、同条第一号中「十一度」とあるのは「九度」と、「十万円」とあるのは「八万円」と、同条第二号中「十一度」とあるのは「九度」と、「十万円」とあるのは「八万円」と、「十度」とあるのは「八度」とする。

3 前項の場合において、新租税特別措置法第八十七条の三第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第 号）附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される前条」とする。

(輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税等に関する経過措置)

第九十二条 新租税特別措置法第八十七条の六第一項の規定は、平成二十九年十月一日以後に、同条第七項に規定する輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が、同条第一項に規定する非居住者に対し、同項に規定する酒類で輸出するため同項に規定する方法により購入されるものを販売するため、当該酒類を当該輸出酒類販売場から移出する酒類について適用する。

2 平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第八十七条の六第十一項及び第十二項の規定の適用については、同条第十一項中「規定は第三項」とあるのは「規定は、第三項」と、「同法第七十四条の四第三項、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は第一項の規定の適用を受けた酒類につき第三項又は第五項の規定による酒税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者と取引があると認められる者について、それぞれ準用する」とあるのは「準用する」と、「酒類製造者等（酒類製造者）」とあるのは「酒類製造者」と、「同じ。」をいう。第三項において同じ」とあるのは「同じ」と、「同条第三項中「酒類製造者等に原料を譲渡する義務がある」と認められる者その他自己の事業に関し酒類製造者等」とあるのは「免税酒類に係る納税義務者等」と、「これらの者」とあるのは「その者」と読み替える」とあるのは「読み替える」と、同条第十二項中「同

条第一項」とあるのは、「同条第一項」と、「酒類製造者等とみなして同法第二百二十八条」とあるのは「酒類製造者等とみなして、同法第二百二十七条」と、「第三百十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の四第三項の規定が準用される第一項の規定の適用を受けた酒類につき第三項又は第五項の規定による酒税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者と取引があると認められる者は同条第三項に規定する者とみなして同法第二百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の四第三項に係る部分に限る。）及び第三百十条の規定を、それぞれ適用する」とあるのは「第二百十九条の規定を適用する」とする。

3 新租税特別措置法第八十七条の六第七項の許可を受けようとする酒類製造者は、平成二十九年十月一日前においても、同項の規定の例により、輸出酒類販売場の許可を受けようとする酒類の製造場の所在地の所轄税務署長に対し、許可を受けるための申請をすることができる。ただし、同日までに当該許可を受けようとする酒類製造者は、同年六月三十日までに、その申請をしなければならない。

4 税務署長は、前項の規定により新租税特別措置法第八十七条の六第七項の許可の申請を受けた場合には、平成二十九年十月一日前においても、同項の規定の例により、その許可をすることができる。この場

合において、同項の規定の例により許可を受けたときは、同日において同項の規定により許可を受けたものとみなす。

（自動車重量税の特例に関する経過措置）

第九十三条 平成二十九年五月一日前に旧租税特別措置法第九十条の十二第一項の規定の適用を受けた検査自動車（租税特別措置法第九十条の十第一項に規定する検査自動車をいう。第五項において同じ。）に係る旧租税特別措置法第九十条の十二第五項の規定の適用については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第九十条の十二第四項第一号イに掲げる検査自動車（同条第一項第三号に規定する電力併用自動車及び道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三条に規定する軽自動車を除く。次項において同じ。）で平成二十九年五月一日から平成三十年四月三十日までの間において新租税特別措置法第九十条の十二の規定の適用がないもの（次項において「平成二十九年本則税率適用車」という。）について当該期間内に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税については、新租税特別措置法第九十条の十一の規定は、適用しない。

3 旧租税特別措置法第九十条の十二第四項第一号イに掲げる検査自動車で平成三十年五月一日から平成三十一年四月三十日までの間において新租税特別措置法第九十条の十二の規定の適用がないもの（平成二十九年本則税率適用車を除く。）について当該期間内に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税については、新租税特別措置法第九十条の十一の規定は、適用しない。

4 新租税特別措置法第九十条の十二の二の規定は、施行日以後に法定納期限（国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限をいう。次項及び第八項において同じ。）の到来する自動車重量税について適用する。

5 国土交通大臣等（自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第十条に規定する国土交通大臣等をいう。次項において同じ。）は、自動車検査証の交付等（同法第二条第一項第二号に規定する自動車検査証の交付等をいう。以下この項及び次項において同じ。）を受けた者が同法第八条、第十条、第十条の二又は第十二条第二項から第四項までの規定により当該自動車検査証の交付等に係る検査自動車につき納付すべき自動車重量税（施行日前に法定納期限の到来したものに限り。）の額の全部又は一部を納付してい

ない事実をその法定納期限後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該自動車検査証の交付等を受けた者以外の者（以下第七項までにおいて「第三者」という。）にあるときは、同法第十三条第一項の規定による通知に先立ち、当該第三者（当該第三者と政令で定める特別の関係がある者を含む。）次項及び第七項において同じ。）に対し、当該納付していない自動車重量税の納付を申し出る機会を与えることができる。

6 国土交通大臣等は、前項の規定による申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、自動車重量税法第十三条第一項の規定にかかわらず、当該第三者の同項に規定する納税地の所轄税務署長に対し、同項の規定による通知をしなければならない。この場合においては、当該第三者を当該通知に係る自動車検査証の交付等を受けた者とみなして、これに当該通知に係る自動車検査証の交付等に係る自動車重量税を課する。

7 第五項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

8 第六項の規定の適用がある場合における自動車重量税の額については、その法定納期限の翌日から当該自動車重量税の額に係る国税通則法第三十六条第二項に規定する納税告知書に記載された納期限までの期

間は、同法第六十条第二項の規定による延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない。

9 前二項に定めるもののほか、第六項後段の規定の適用がある場合における自動車重量税法の規定の適用に関し必要な技術的読替えその他第五項及び第六項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

10 新租税特別措置法第九十条の十五の規定は、平成二十八年四月一日以後に発生した同条第二項に規定する自然災害に係る同項に規定する被災自動車について適用する。

(印紙税の特例に関する経過措置)

第九十四条 新租税特別措置法第九十一条の二及び第九十一条の四の規定は、平成二十八年四月一日以後に発生した新租税特別措置法第九十一条の二第一項に規定する自然災害に係る同項に規定する不動産譲渡契約書等又は同日以後に発生した新租税特別措置法第九十一条の四第一項に規定する災害に係る同項に規定する消費貸借契約書について適用する。

2 新租税特別措置法第九十一条の二第一項又は第九十一条の四の規定により印紙税を課さないこととされるこれらの規定に規定する不動産譲渡契約書等又は消費貸借契約書で平成二十八年四月一日から施行日の前日までの間に作成したものに付き印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税について

は、当該納付された印紙税を印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）第十四条第一項の過誤納金とみなして、同条の規定を適用する。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十五条 第十四条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（次項において「新輸徴法」という。）第十三条第一項第一号の規定は、施行日以後に輸出される同号に掲げる課税物品（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二条第二号に規定する課税物品をいう。以下この条において同じ。）に係る消費税について適用し、施行日前に輸出された同項第一号に掲げる課税物品に係る消費税については、なお従前の例による。

2 新輸徴法第二十六条の規定は、平成三十年四月一日以後にした行為に係る課税物品の輸入（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二条第七号に規定する輸入をいう。以下この項において同じ。）に係る内国消費税（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二条第一号に規定する内国消費税をいう。以下この項において同じ。）の犯則事件の処分について適用し、同日前にした行為に係る課税物品の輸入に係る内国消費税の犯則事件の処分については、なお従前の例による。

（個人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置）

第九十六条 第十五条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下附則第四百四条までにおいて「新震災特例法」という。）第十一条の二第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する被災者向け優良賃貸住宅について適用する。

2 個人が施行日前に取得又は新築をした第十五条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下附則第四百四条までにおいて「旧震災特例法」という。）第十一条の二第二項に規定する被災者向け優良賃貸住宅については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置）

第九十七条 災害により平成二十八年十二月三十一日以前に旧震災特例法第十三条の二第二項に規定する居住用家屋、既存住宅、家屋又は認定住宅（以下この条において「居住用家屋等」という。）を居住の用に供することができなくなった個人の当該居住用家屋等を居住の用に供することができなくなった日の属する年分の所得税については、なお従前の例による。

（法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置）

第九十八条 新震災特例法第十八条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する被災者向け優良賃貸住宅について適用する。

2 法人が施行日前に取得又は新築をした旧震災特例法第十八条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第二十六条の二第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第 号）附則第一百条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の二第一項」とする。

（福島再開投資等準備金に関する経過措置）

第九十九条 新震災特例法第十八条の八の規定は、法人の附則第一条第十八号に定める日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例に関する経過措置）

第一百条 新震災特例法第二十条第十一項の規定は、平成二十九年十月一日以後に行われる十月新法人税法第

二条第十二号の十六に規定する株式交換等について適用し、同日前に行われた株式交換については、なお従前の例による。

（連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置）

第百一条 新震災特例法第二十六条の二第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する被災者向け優良賃貸住宅について適用する。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧震災特例法第二十六条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第十八条の二第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第 号）附則第九十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項において「旧効力震災特例法」という。）第十八条の二第一項」と、同条第二項中「第十八条の二第一項」とあるのは「旧効力震災特例法第十八条の二第一項」とする。

（連結法人の福島再開投資等準備金に関する経過措置）

第百二条 新震災特例法第二十六条の八の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の附則第一条第十八号に定める日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例に関する経過措置）

第百三条 新震災特例法第二十八条第十二項の規定は、平成二十九年十月一日以後に行われる十月新法人税法第二条第十二号の十六に規定する株式交換等について適用し、同日前に行われた株式交換については、なお従前の例による。

（東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関する経過措置）

第百四条 新震災特例法第三十八条の二第十項から第十三項までの規定は、同条第二項第一号に規定する被災受贈者が平成二十九年一月一日以後に贈与により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金に係

る贈与税について適用する。

2 平成二十七年一月一日から平成二十八年十二月三十一日までの間に贈与により取得をした旧震災特例法第三十八条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について同条第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する被災受贈者は、同年四月一日以後に発生した新震災特例法第三十八条の二第十項第一号に規定する災害に相当する災害により、旧震災特例法第三十八条の二第一項の規定の適用に係る住宅用の家屋の滅失により当該住宅用の家屋を居住の用に供することができなくなった場合、同項各号に規定する期限までに当該住宅用の家屋の新築、取得若しくは同条第二項第四号に規定する増改築等ができなかった場合、当該期限までに当該住宅用の家屋を居住の用に供することができなかった場合又は同条第六項各号に規定する期限までに当該住宅用の家屋を居住の用に供することができなかった場合には、新震災特例法第三十八条の二第十項から第十三項までの規定の適用を受けることができる。

(地方揮発油税法の一部改正)

第百五条 地方揮発油税法（昭和三十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第十一条（見出しを含む。）中「又は無申告加算税」を「無申告加算税又は重加算税」に改める。

(揮発油税法等の一部改正)

第百六条 次に掲げる法律の規定中「及び無申告加算税」を「無申告加算税及び重加算税」に改める。

一 揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第十七条第一項及び第二項

二 石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十二条第一項及び第二項

三 たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十六条第一項及び第三項

(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正)

第百七条 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「第二条第十二号の十八」を「第二条第十二号の十九」に改める。

(石油ガス税法の一部改正)

第百八条 石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項から第三項までの規定中「及び無申告加算税」を「無申告加算税及び重加算税」に、「行なわれている」を「行われている」に改め、同条第五項中「充てんを」を「充填を」に、「行なわな

い」を「行わない」に改め、同条第六項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条第七項中「充てんして」を「充填して」に、「つき第三項」を「つき同項」に改め、同条第八項中「石油ガスの充てん業」を「石油ガスの充填業」に、「充てんする」を「充填する」に改め、同条第九項ただし書中「すべて」を「全て」に、「石油ガスの充てん業」を「石油ガスの充填業」に改め、同条第十項中「規定は、」を「規定は」に、「石油ガスの充てん業」を「石油ガスの充填業」に、「」及び「を」を「」とあり、及び」に、「すべて」を「全て」に、「それぞれ読み替える」を「読み替える」に改め、同条第十一項中「石油ガスの充てん業」を「石油ガスの充填業」に改め、同条第十二項中「すべて」を「全て」に改める。

第二十三条第一項中「石油ガスの充てん業」を「石油ガスの充填業」に改め、「また」を削り、同条第三項及び第四項中「石油ガスの充てん業」を「石油ガスの充填業」に改める。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

第百九条 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条（見出しを含む。）中「又は無申告加算税」を「無申告加算税又は重加算税」に改める。

第二十二條第一号中「若しくはロ」を「ロ若しくは二」に、「同号イからハまで」を「同号」に改め、同条第二号中「の規定」を「若しくは二の規定」に改める。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第一百十條 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第十二條第二項中「第二百二十六条」を「第二百二十七条」に改める。

（税理士法の一部改正）

第一百一十條 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第五号中「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）」を「国税通則法」に改め、「（料に相当する金額に係る通告処分を除く。）」を削る。

（税理士法の一部改正に伴う経過措置）

第一百十二條 前条の規定による改正後の税理士法第四條（第五号に係る部分に限る。）の規定の適用につい

ては、旧国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告処分は、新国税通則法第一百五十七条第一項の規定による通告処分とみなす。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第百十三条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税通則法等の臨時特例に関する法律

第一条中「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）」を「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）」に、「又は差押え」を「差押え又は記録命令付差押え」に改める。

第三条の見出し中「国税犯則取締法」を「国税通則法」に改め、同条第一項中「基いて」を「基づいて」に、「国税犯則取締法」を「国税通則法」に、「又は差押」を「差押え又は記録命令付差押え」に改め、同条第二項中「収税官吏」を「国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員」に、「外」を「ほか」に、「国税犯則取締法」を「国税通則法」に、「又は差押」を「差押え又は記録命令付差押え」に改め、同条第三項中「噸税法（明治三十二年法律第八十八号）」を「とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）」に、「国税犯則取締法」を「国税通則法」に、「又は差押え」を「差押え又は記録命令付差押え」に改める。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第百十四条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）」を「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）」に改める。

第五条の見出しを「(国税通則法等の特例)」に改め、同条中「についての国税犯則取締法」を「についての国税通則法」に、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税通則法等の臨時特例に関する法律」に改める。

(経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)
(正)

第百十五条 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律
(平成二十三年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五十条第二項中「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)第八条」を「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第 号)第十二条」に、「第十条第六項第四号」を「第十条第八項第五号」に改める。

附則第五十五条の表第五項の項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）第十條」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第 号）第十二條」に、「平成二十八年新租税特別措置法」を「平成二十九年新租税特別措置法」に、「平成二十八年新租税特別措置法第四十二条の六第五項」に、「平成二十八年新租税特別措置法第四十二条の九第四項」を「平成二十九年新租税特別措置法第四十二条の九第四項」に、「平成二十八年新租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項、平成二十八年新租税特別措置法第六十七条の二第一項及び平成二十八年新租税特別措置法」を「平成二十九年新租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項、平成二十九年新租税特別措置法第四十二条の十二の四第五項、平成二十九年新租税特別措置法第六十七条の二第一項及び平成二十九年新租税特別措置法」に改める。

附則第六十五条第二項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第 号）第十二條」に、「平成二十七年新租税特別措置法」を「平成二十九年新租税特別措置法」に、「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第八項第六号」に改める。